

【阿蘇市子育て世帯訪問支援事業 利用のしおり】(令和6年4月改正)

本事業は、出産後の体調不良等や多胎出産・育児に対して不安・負担を抱える子育て家庭等に対し、ホームヘルパー等を派遣して母親や児童の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、産後等も安心して子育てができる支援を行うことを目的としています。

■ 利用対象

- (1) 出産後1年未満の乳児を養育する者で、体調不良等により家事や育児が困難であり、かつ昼間に家事や育児を行う者が他にいない方
(例) 父親(パートナー)が育児休業取得期間中は、利用できません。
- (2) 多胎出産して1年未満の方
- (3) 食事及び生活環境について支援が必要な生活状態にある家庭、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭又はそれに該当するおそれのある家庭
- (4) その他市長が支援することが必要であると認めた方

■ 支援内容(詳しくは3ページの「6 支援内容の例」を参照)

阿蘇市と契約した介護保険訪問介護事業所(以下「事業者」という。)がヘルパーを派遣し、家事及び育児を支援します。

(1) 家事に関する支援 ア 食事の準備及び後片付け イ 衣類の洗濯・補修 ウ 居室などの掃除・整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 日常的に行う必要がある家事	(2) 育児に関する支援 ア 食事の支援 イ 排泄支援 ウ 入浴介助 エ 適切な育児環境の整備 オ 日常的に行う必要がある育児
---	--

※育児に関する支援は、利用者(保護者)とお子様と一緒にいる場所で行います。

1 利用時間及び回数

(1) 利用可能時間

年末年始(12/29～1/3)を除く午前9時から午後5時

1回2時間以内、1日に複数回の利用も可能です。

(2) 利用回数

ひと月当たり20回まで

(3) 利用場所

利用者の自宅とします。利用者の外出に付き添うことはできます。ただし、市外への派遣はできません。



2 費用

(1) 利用料は表1のとおりです。

1時間あたり 300円 (例) 1時間～2時間内は300円の追加となります。

課税状況により利用料の減免があります。課税状況は申請書類等で確認します。ひとり親家庭であって、かつ児童扶養手当受給（全額受給停止者を除く）である者は、市民税非課税世帯とみなします。

(2) キャンセル料

利用日の前日午後5時以降および当日にキャンセルされた場合は、キャンセル料をお支払いいただきます。

(3) その他の費用

生活必需品の買い物を行う際の費用・交通費等は、実費精算とします。

表1

区分	料金	利用者負担額（世帯区分別）		
		生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
1時間あたり	3,000円	0円	0円	300円
キャンセル料 (前日17時以降)	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回

3 利用から申請開始までの手続き

(1) 利用の申請

阿蘇市子育て世帯支援事業利用申請書兼同意書（様式第1号）を提出します。申請は、妊産婦ご本人でなくても差し支えありません。

(2) 利用の決定

阿蘇市子育て世帯支援事業利用決定通知書（様式第2号その1）を通知します。

(3) 事業者との利用に向けた打ち合わせ

(4) 事業の利用

4 利用日の変更及びキャンセル料

(1) 利用日の変更又は中止を希望する場合は、利用予定日の前日（祝日・土日・年末年始を除く）午後5時までに事業者にご連絡してください。（事業者の都合により、ご希望に添えない場合があります。）

(2) 利用者の都合により利用日の変更又は中止をする場合で、利用予定日の前日午後5時以降に事業者にご連絡した場合は「キャンセル」扱いとなり、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。

(3) 感染症等発症又はその疑いによる当日キャンセルの場合、キャンセル料は無料とします。

事前の連絡がなく訪問時に感染症等が発覚した場合は、支援を中止しキャンセル料をお支払いいただく場合があります。

5 利用の確認

利用者と事業者がお互いに利用状況を確認するため、利用の都度、ヘルパーが持参する阿蘇市子育て世帯訪問支援事業家事支援等提供カードに利用者確認をしてください。



6 支援内容の例

支援できるのは、「日常的に行う必要がある」家事と育児です。一般的にこれに当てはまらないと考えられることは、支援の対象になりませんので、ご注意ください。

この項目を参考に、希望時間内で行える内容を検討して、事業者にお伝えください。

【家事に関する支援】

項目	支援できることの例	留意事項・支援できないことの例
物品の使用について	家事支援に必要な備品等（器械・洗剤等）は、利用者にご用意いただき、無償で使用させていただきます。	危険な作業や専門的な機材・知識を必要とする作業・調理等はできません。
食事の準備、後片付けの例	<ul style="list-style-type: none"> ● 調理（一般家庭で日常的に調理可能なもの） ● 配膳、後片付け（食器洗い等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 食材等の買出しを依頼することもできますが、利用時間に含まれます。商品代は利用者負担です。
衣類の洗濯の例	<ul style="list-style-type: none"> ● 洗濯機を回す、洗濯物を干す、干した洗濯物を取り込みたたむ、タンズ等へしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的に着用する衣類の洗濯、補修です。毛布やカーペット、カーテン等の洗濯等はできません。
居室等の掃除、整理整頓の例	<ul style="list-style-type: none"> ● 掃除機、フロア用掃除用具、粘着カーペットクリーナーによる掃除 ● 台所、トイレ、風呂、洗面所の日常的な掃除 ● 玄関、ベランダの掃き掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ● 掃除等に必要な道具は、利用者にご用意ください。 ● いわゆる「大掃除」は含みません。日常的に行う必要がある掃除等に限ります。 ● 排水溝の掃除、浴室・トイレ等のカビ取り等 ● エアコン、ガスコンロ、冷蔵庫等の掃除 ● 窓の掃除、庭の掃除、草むしり、水まき
生活必需品の買い物の例	<ul style="list-style-type: none"> ● スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどでの食材、日用品の買い物 	<ul style="list-style-type: none"> ● 商品代は利用者負担です。移動時間も利用時間に含まれます。出産祝いのお返しの買い物等はできません。 ● お店の指定はできません。
日常的に行う必要がある家事の例	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的に使用しているふとんを干す 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車の給油、洗車 ● 銀行での振込み、現預金の預け入れ、引き出し等 ● 市役所、税務署等への申告等 ● ペットの世話、散歩等

【育児に関する支援】

項目	支援できることの例	留意事項・支援できないことの例
物品の使用について	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児支援に必要な備品等（哺乳瓶・おむつ・玩具等）は、利用者にご用意いただき、無償で使用させていただきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児支援は、利用者（保護者）とお子様と一緒にいる場所で行います。 ● 外出（保育園等への送迎、病院等への付き添い、上の子の外遊び等）は、保護者同伴の場合に限ります。移動時間も利用時間に含まれます。 ● ヘルパーとお子様だけの留守番等もできません。
授乳	<ul style="list-style-type: none"> ● 湯沸し、粉ミルクの調合 ● 哺乳瓶の洗浄、煮沸、片付け 	
おむつ交換	<ul style="list-style-type: none"> ● おむつ交換、 ● 使用済みのおむつをまとめて捨てる。 	
沐浴介助	<ul style="list-style-type: none"> ● 沐浴の助言、掛け湯の介助 ● ベビーバスの用意、片付け ● 赤ちゃんを拭き、おむつをはかせ、服を着せる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘルパーが1人で沐浴をすることはできません。 ● 沐浴の実施を希望される場合は、助産師さんの訪問（産後ケア事業訪問型）をご利用ください。
適切な育児環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● エアコンの温度調節、窓明け、カーテンによる室温調整 ● ベビー布団を干す、シーツ、毛布等を洗濯する ● 赤ちゃんの着替え 	
その他必要な育児援助	<ul style="list-style-type: none"> ● 居室内で上の子の遊び相手になる ● ベビー布団の用意、片付け ● 病院の受診への同行（ヘルパーの車に同乗することはできません） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者同伴なしの対象児との外出 ● 対象児以外の医療機関受診 ● 保護者同伴なしの対象児の健診や予防接種や医療機関受診 ● 冠婚葬祭等の付き添い ● ヘルパー車への同乗 ● ベビーベット・乳児用玩具等の組み立て

その他の支援できないことの例

- (ア) 利用者が内職や家業等に従事している間の家事・育児
- (イ) 行事等への付き添い
- (ウ) 医療行為
- (エ) 片道概ね1 km以上の徒歩での移動
- (オ) ヘルパーの車・自家用車等への同乗・運転等
- (カ) 日常的に（ほぼ毎日）行う必要がないこと
- (キ) 家の室内外の修理・修繕（ペンキ塗り、家具の移動、部屋の模様替え等
- (ク) 自営業や内職をしている場合、自宅での仕事の手伝い

7 連絡事項

年1回程度は、ご家庭の状況及び利用状況等の確認を行い、利用の継続について、面談を実施します。

【問い合わせ先】 〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504 番地1

阿蘇市市民部 健康増進課

TEL:0967-22-5088

FAX:0967-22-0077

E-mail:kenkou@city.aso.lg.jp

阿蘇市市民部 福祉課

TEL:0967-22-3167

FAX:0967-35-4114

E-mail:fukushi@city.aso.lg.jp

